

労働者数50人未満の小規模事業場のみなさまへ

地域産業保健センターのご案内

労働者数50人未満の小規模事業場では、法令上産業医の選任義務がないため、事業者が独自に産業医を確保し、労働者に対する産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。

このため、労働者数50人未満の事業場の事業者とそこで働く労働者を対象に、産業保健支援サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターを開設しております。

各種支援サービスを無料で行っており、相談内容や指導内容については、秘密を厳守いたします。

是非この制度をご利用いただき、お役立て下さい。

職場における産業保健活動を **無料** で支援します

※1.2の実施は労働安全衛生法により事業者には義務づけられています。

1.健康診断結果に基づいての医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常所見があった労働者に関して、就業上必要な措置について医師の意見聴取を行う必要があり、地域産業保健センターでは産業医が意見聴取に応じています。

2.長時間労働者に対する医師による面接指導

時間外・休日労働時間が長時間に及び、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対して、医師による面接指導を行います。

3.ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であると判定された労働者を対象として、医師による面接指導を行います。

4.メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・助言

メンタルヘルス不調を感じている労働者や、その労働者を使用する事業者に対して、医師または保健師による相談・指導を行います。

5.脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

健康診断の結果「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常所見があった労働者に対し、医師又は保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

6.個別訪問による産業保健指導

医師または保健師が事業場を訪問し、健康管理などについて助言、指導を行います。又、作業環境等については労働衛生工学専門員が助言を行います。

7.労働者の健康管理に係る相談（健康相談）

上記4.5のほか、労働者の健康管理に関する事項について、労働者・事業者から幅広く相談に応じます。

鳥取県内の地域産業保健センターは（東部・中部・西部）の3カ所に設置されています。

管轄地区のコーディネーターが、対応する産業医・日程等を調整いたします。詳細は裏面をご覧ください。

お問合せ先

鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階

TEL/0857-25-3431 MAIL/info@tottoris.johas.go.jp URL/https://www.tottoris.johas.go.jp

ホームページ QRコード



地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスの利用にあたっては、貴事業場を管轄する下記の地域産業保健センターへ事前申し込みが必要です。



★ 東部地域産業保健センター

(管轄：鳥取市・八頭郡・岩美郡)

〒680-0845

鳥取市富安1丁目75 (鳥取県東部医師会館内)

TEL：0857-29-2255

FAX：0857-22-2754



★ 中部地域産業保健センター

(管轄：倉吉市・東伯郡)

〒682-0871

倉吉市旭田町18 (鳥取県中部医師会館内)

TEL：0858-23-2651

FAX：0858-23-2651



★ 西部地域産業保健センター

(管轄：米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

〒683-0824

米子市久米町136 (鳥取県西部医師会館内)

※ 申込を希望される方は、まず電話連絡をお願いします。
(9:00~15:00 月~木)

TEL：0859-22-3570

FAX：0859-34-6252



《申込み・お問い合わせ》

お問い合わせは各センターまでお願いします。お申込みは、健康相談面接指導利用申込書(用紙は各センターにあります)もしくは、鳥取産業保健総合支援センターHPの「地域産業保健センター」内の利用申込書をご利用ください。

尚、各センターにて手続きの方法が多少異なります。

注1：西部地域については、先に電話をお願いします。

地域産業保健センターは、独立行政法人労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センターが運営しています